

「富山県推奨とやまブランド」ブランドマーク管理要領

(目的)

第1条 この要領は、「富山県推奨とやまブランド」認定制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第11条の規定に基づき、「富山県推奨とやまブランド」ブランドマーク（以下「ブランドマーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(ブランドマークの使用権限)

第2条 ブランドマークは、次の場合に使用できるものとする。

- (1) 実施要綱に基づき、「富山県推奨とやまブランド」として認定を受けた者(以下「認定事業者」とする。)が、同要綱及びこの要領の規定に基づき使用する場合。
- (2) 認定事業者以外の者が、「富山県推奨とやまブランド」の認知度の向上のために使用する場合。

(表示)

第3条 前条第1号の規定により、ブランドマークを使用する場合におけるブランドマークの表示は、別記「「富山県推奨とやまブランド」ブランドマークデザインマニュアル」(以下「マニュアル」という。)により行うものとする。ただし、前条第2号に規定する場合において、マニュアルによりがたい特別の事情があるときは、知事と協議のうえ、その指示に従うものとする。

(使用の届出)

第4条 第2条第1号の規定によりブランドマークを表示しようとする者は、あらかじめ知事に対して、「富山県推奨とやまブランド」ブランドマーク使用届出書（別記様式1）を提出しなければならない。

(使用の実績報告)

第5条 認定事業者は、認定品を出荷する年度におけるブランドマークの使用実績について、当該認定品の出荷終了から30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日まで、「富山県推奨とやまブランド」ブランドマーク使用実績報告書（別記様式2）により、知事に報告しなければならない。

(使用の申請)

第6条 第2条第2号の規定に基づき、「富山県推奨とやまブランド」の認知度の向上のためにブランドマークを使用しようとする者（以下「マーク使用者」という。）は、あらかじめ知事に対して「富山県推奨とやまブランド」ブランドマーク使用申請書（別記様式3）を提出しなければならない。

(使用の承諾)

第7条 知事は、前条により申請のあった内容について適正と認められる場合は、これを承諾し、ブランドマーク使用承諾の通知をするものとする。

2 前項による承諾を行うにあたり必要と認める場合は、条件を付することができるものとする。

(誤認の防止)

第8条 認定事業者及びマーク使用者は、「富山県推奨とやまブランド」の認定を受けた製品以外の製品が、「富山県推奨とやまブランド」として認定を受けていると消費者等に誤認させるような方法でブランドマークを表示してはならない。

(使用料)

第9条 ブランドマークの使用料は無料とする。

(表示に要する経費負担)

第10条 ブランドマークの表示に要する経費は、認定事業者又はマーク使用者が負担するものとする。

(事故・苦情等の処理)

第11条 ブランドマークの表示に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、認定事業者又はマーク使用者は誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(適正使用の確保)

第12条 知事は、認定事業者又はマーク使用者におけるブランドマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用の中止)

第13条 知事は、認定事業者又はマーク使用者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、ブランドマークの使用を中止させることができるものとする。

- (1) 要綱第15条各項の規定により、認定が取り消されたとき
- (2) マニュアルに反して表示したとき
- (3) ブランドマークを不正に使用したとき
- (4) 要綱第10条の規定による必要な措置を講じなかったとき
- (5) その他「富山県推奨とやまブランド」制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき

2 前項の規定によるブランドマークの使用の中止により直接又は間接に生じた損失については、当該認定事業者又はマーク使用者が自ら負担するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ブランドマークの使用にあたり疑義が生じた事項については、認定事業者又はマーク使用者は、知事と協議のうえ、その指示に従うものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年1月28日から施行する。